令和５年度逗子市職員採用試験（事務職）

【一般職任期付職員・一般職任期付短時間勤務職員】

受験案内

求む！逗子を想い未来を創造る職員

～今、あなたの力が必要です～

申　込　期　間　　令和６年２月８日（木）～ 令和６年２月 20 日（火）
第１次試験日　　令和６年２月 23 日（金祝）

１　試験区分、募集人員、職務内容及び受験資格

試験区分	募集人員	職　務　内　容	受　験　資　格
事務職【一般職任期付職員・一般職任期付短時間勤務職員】	10 名程度	一般行政事務（企画・総務・市民協働・福祉・環境・都市整備・教育等、各部署にて一般行政事務に従事します。）	義務教育を修了し、パソコンで文書作成・表計算などができる一般的な事務能力のある人

２　欠格条項（次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。）

・地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人

①　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②　逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

③　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

３　試験の内容

第１次試験

試験科目＼職種		事務職
筆記試験	実施日	令和６年２月23日（金祝） 【集合】午前８時 50 分 【開始】午前９時 00 分 【終了】午前 11 時 30 分頃
	場所	逗子市役所（逗子市逗子５－２－16） 【受付】　５階　警備員室側エレベーター前廊下 【試験会場】　５階　会議室
	内容	能力・適性検査
	持ち物	**○本人確認書類（免許証、保険証等）** **○ＨＢ、Ｂ又は２Ｂの鉛筆及び消しゴム** **○逗子市一般職任期付職員採用試験申込書・履歴書** e-KANAGAWA にて出力し、両面印刷してください。 なお、証明写真の貼付、署名欄の記載をしたうえで当日提出してください。

第２次試験

試験科目＼職種		事務職
面接試験	実施日	第１次試験合格者に通知します。 （面接試験は、３月上旬を予定しています。）
	場所	逗子市役所（詳細は通知します。）

４　受験手続

⑴　申込方法　**電子申請**

申込方法	逗子市ホームページから、e-kanagawa電子申請システムに接続し、利用者情報を登録した後、受験申し込みを行ってください。 ※電子申請システムは一定時間が経過すると自動でログアウトしますのでご注意ください。 【逗子市ホームページ】 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/jinji/1006773/1006774.html
受付期間	**電子申請　令和６年２月８日（木）午前９時00分から** **令和６年２月20日（火）午後５時00分まで** ※受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※電子申請システムはメンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕を持ってお申し込みください。

⑵　事前準備

①　インターネット環境の整備

・第１次試験を受験する際に、パソコンやスマートフォンによるインターネット環境が必要となります。

・タブレットは推奨環境外のため、使用できません。

② メールの受信設定について

・携帯電話のキャリアメールのメールアドレスは利用できません。

・「syokuin@city.zushi.lg.jp」から送信されるメールが受信できるように、自身で設定してください。

・電子メールの設定不備や通信障害等については、当市では一切の責任を負いません。

5 合格から採用まで

⑴ 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登載されます。

なお、職員採用候補者名簿の有効期限は令和７年（2025年）３月31日までです。

※名簿の有効期間中に採用されない場合があります。

⑵ 受験資格がない場合又は申込書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。

⑶ 採用予定日は、原則として**令和６年４月１日**です。職員の欠員等の状況により、本人の同意を得て、順次採用されることがあります。

⑷ 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 勤務条件

⑴ 任用期間

原則として、令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

⑵ 勤務時間

① 一般職任期付職員（週38.75時間）

・月曜日～金曜日の週５日、午前８時30分～午後５時15分

ただし、配属先によっては土曜日、日曜日が勤務日となり、それ以外の日が休日となることもあります。

② 一般職任期付短時間勤務職員（週31時間）

・月曜日～金曜日のうち週４日、午前８時30分～午後５時15分

ただし、配属先によっては土曜日、日曜日が勤務日となり、それ以外の日が休日となることもあります。

⑶ 給 与（令和６年２月１日現在）

	一般職任期付職員	一般職任期付短時間勤務職員
給 料	188,700 円	150,960 円
地域手当	22,644 円	18,115 円
合 計	211,344 円	169,075 円

給料は、上記の金額です。なお、給料のほか「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき地域手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

ただし、採用されるまでの間に条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

⑷ 人材育成

本市においては、逗子市人材育成基本方針の中で、目指す職員像の基本テーマを「逗子のために ＳｏｕＺｏｕ（創造・想像）力を発揮して 未来にチャレンジする職員」としました。目指す職員像の実現を図るため、研修、自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成を進めるとともに、その観点に立った人事管理、職場環境や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めることとしています。

7　注意事項

⑴　試験教室には時計がない場合がありますので、時計は必要に応じて各自で持参してください。

⑵　試験において提出された書類は、返却しません。

⑶　書類不備等の場合は、申込に応じられません。

⑷　申込み期限を過ぎたものは受付できません。期限に注意してください。

⑸　試験に関するお問い合わせは、総務部職員課にお願いします。ただし、試験内容については、この受験案内に記載していること以外お答えできません。

⑹　身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず試験申込の受付期間内にご相談ください。

⑺　試験は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。また、面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。

⑻　試験日時や会場等は予定ですので、変更する場合があります。

逗子市役所 案内図

（ＪＲ逗子駅から徒歩約３分／京急逗子・葉山駅から徒歩約１分）

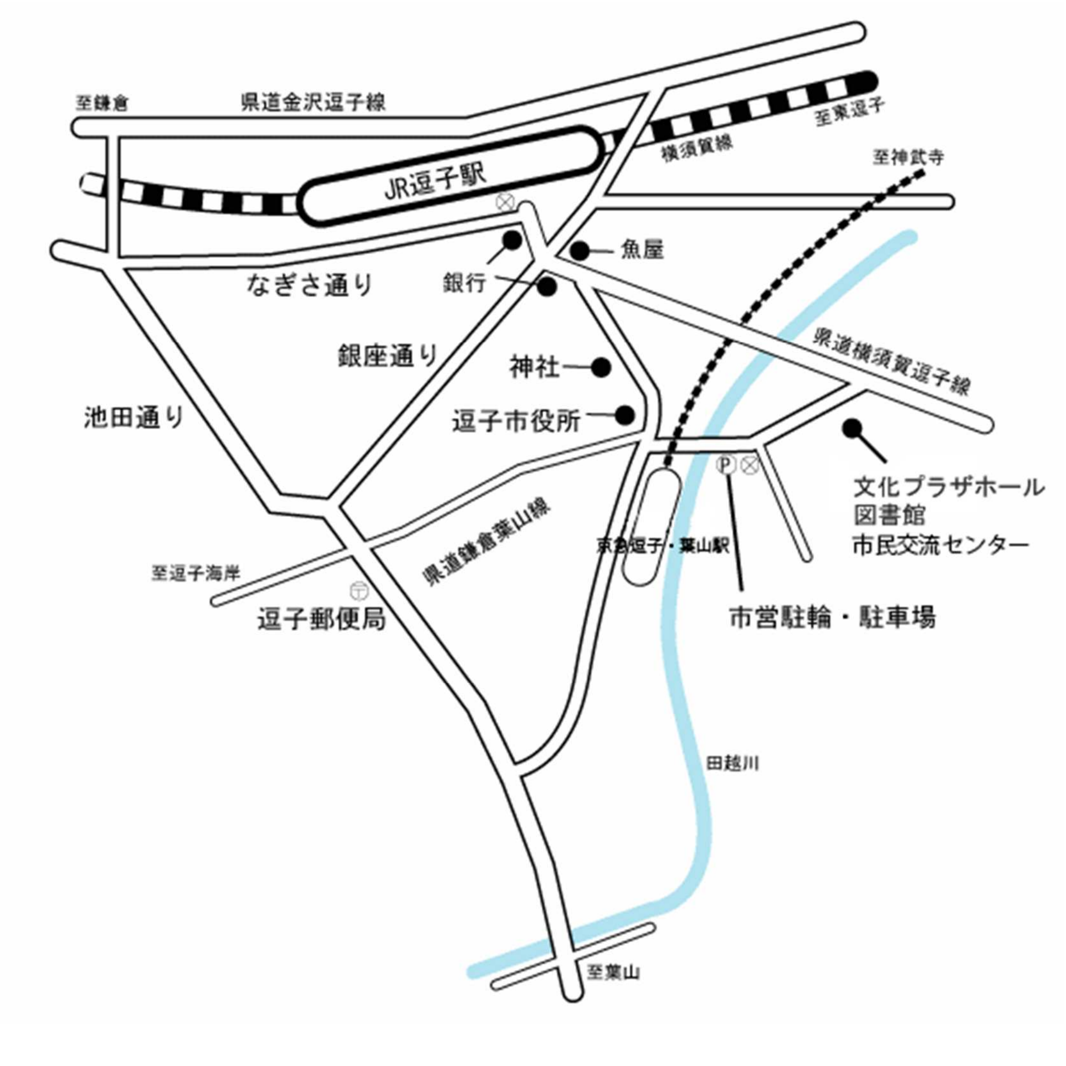

■■　問い合わせ先　■■

逗子市 総務部 職員課

〒249-8686　逗子市逗子５－２－１６

電話　046-873-1111（内線361）

ホームページ　https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/